

阿見町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、町民の婚姻に伴う新生活の経済的な支援をすることにより、子育て世帯の負担を軽減し、もって地域における少子化対策に資するため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において阿見町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、阿見町補助金等交付規則（昭和51年阿見町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯（令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、そのいずれもが町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に定める住民基本台帳をいう。）に登録されている世帯をいう。）とする。

- (1) 夫婦の年齢のいずれもが婚姻の届出日において39歳以下であること。
- (2) 所得証明書を基に、令和5年1月1日から令和5年12月31日まで（第5条の規定による交付申請を行った日（以下「申請日」という。）の属する月が4月から6月の場合にあっては、令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の間の夫婦の所得の合計額から貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済に要した年間所要額（ただし、助成等を受けている部分を除く。）を除いて得た額が500万円未満であること。
- (3) 本町又は他の自治体から結婚新生活支援を目的とした補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 阿見町税条例（昭和53年阿見町条例第1号）に定める町民税、固定資産税並びに軽自動車税及び阿見町国民健康保険税条例（昭和41年阿見町条例第9号）に定める国民健康保険税を滞納していないこと。
- (6) 阿見町暴力団排除条例（平成23年阿見町条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団と関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象費」という。）の種類及び要件は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に係る令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における実支出額の合計とし、1世帯当たりの上限額は、婚姻の届出日における年齢がいずれも29歳以下である世帯にあっては60万円とし、その他の世帯にあっては30万円とする。

- 2 前項の場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。ただし、補助対象期間内に複数回転居した場合、上限額の範囲内の申請に限り、2回目以降の転居も補助対象とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿見町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、阿見町結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更及び承認）

第7条 前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに阿見町結婚新生活支援補助金変更届出書（様式第3号）に当該変更に係る書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出があった場合は、その内容を審査し、変更が適当であると認めるときは、阿見町結婚新生活支援補助金変更承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条第1項に規定する実績報告書の提出は、第5条の規定による申請書に添付した領収証の写しその他の添付書類の提出をもってこれに代えるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 交付決定者は、第6条第2項の通知又は第7条第2項の変更承認を受けた後、補助金の交付を請求するときは、阿見町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、阿見町結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。